

下石井公園・西川緑道公園（中流域）の使用許可手続き

公園の利用ルールについては、今後、公園利活用の実証実験等を実施するなかで、関係者で検討しながら決めていく予定のため、現時点では暫定版のルールとなっています。

①事前相談・予約

①事前相談・予約

公園使用の予約は、使用希望日の半年前の応当日が属する月の初日からとします。

予約は、受付した順番で基本的に確定します。

予約は、庭園都市推進課の電話又は窓口において、イベント概要や実施日時等を確認した上で受け付けます。

(例) 希望日 12月25日 → 半年前の応当日 6月25日
→ 6月1日から予約可能

ただし、毎月の最初の営業日は、予約連絡が集中するため、この日の10時までに受付けた予約に限り予約調整（予約が重複した場合は抽選）を行います。

②事前協議

②事前協議

事前チェックシートを記入の上、イベントの実施詳細について企画書を作成し、庭園都市推進課の担当者と協議を行ってください。

③関係各署へ報告・相談

③関係各署へ報告・相談

イベントの内容によっては、消防署や保健所等への届け出が必要な場合があります。

④許可申請書の提出

④許可申請書の提出

許可申請書を受け付け、その後許可書を発行するまでに2週間程度の期間を要する場合がありますため、余裕をもって提出するようにしてください。

⑤使用料の納入

⑤使用料の納入

庭園都市推進課から公園使用料の納入通知書を発行するので、納入してください。

金融機関で納入を済ませると領収書が返還されるので、その領収書を庭園都市推進課へお持ちください。

⑥使用許可書の発行

⑥使用許可書の発行

庭園都市推進課が公園使用料の納入を領収書で確認し、使用許可書を発行します。

⑦鍵の受け渡し

⑦鍵の受け渡し

車両搬出入用に車止めの鍵を貸し出しています。必要に応じて使用日の1週間前から前日までに庭園都市推進課へお越しください。使用後は必ず返却してください。

【連絡先】

庭園都市推進課 街なかにぎわい推進室
電話 (086) 803-1393
メール machinaka@city.okayama.lg.jp

公園予約状況の確認は
こちらから⇒



下石井公園



西川緑道公園